

令和 3 年 2 月 2 4 日
調布市教育委員会指導室

令和 3 年 1 月における市内小・中学校の事故等の報告について

○ 定例教育委員会で報告する基準

次の事故・事件等について発生した場合は、教育委員会に報告する。

- ① 事故では、特に首から上の怪我、骨折や縫合のあった怪我等、医療機関において処置された案件
- ② 事件・問題行動では、指導室として特に今後の動向が危惧される案件

<小学校>

○ 事故等 4 件

発生日	発生場所	管理	学年	性別	事故等の概要
① 1 / 1 2 (火)	正門前	内	1	男	【眉間の裂傷】 <ul style="list-style-type: none"> ・登校時、校門付近で当該児童は、転倒した。両手に荷物をもっていったことから、顔面から転倒した。 ・養護教諭が当該児童の応急手当を行うとともに、当該児童保護者に連絡した。 ・当該児童は、当該児童保護者同行のもと、病院で受診し、眉間の裂傷箇所の縫合の処置を受けた。
② 1 / 1 3 (水)	校庭	内	4	男	【右足の剥離骨折】 <ul style="list-style-type: none"> ・理科の時間、校庭で冬に関係するものを探していた際、走って右足をひねった。 ・授業後、当該児童は、保健室で養護教諭から応急処置を受け、下校した。 ・帰宅後、夕方にくるぶしが腫れて、痛みが出たがそのままにしていた。 ・翌朝、さらに患部が腫れていたことから、保護者に伝え、保護者同行のもと整形外科で受診し、剥離骨折と診断されて、処置を受けた。 ・当該児童は、歩行は可能であるが、医師から当分の間、運動は控えるよう指導を受けた。
③ 1 / 1 8 (月)	校庭	内	2	男	【左足の剥離骨折】 <ul style="list-style-type: none"> ・体育「持久走」において、当該児童は、左足をひねり痛みを訴えた。 ・担任は、当該児童を保健室に連れて行き、養護教諭が応急処置を行った。 ・養護教諭は、当該児童の痛みが続いていたため、保護者に連絡するとともに、養護教諭同行のもと整形外科で受診し、剥離骨折と診断された。 ・当該児童は、医師から 1 か月間運動は禁止するよう指導を受けた。
④ 1 / 2 0 (水)	教室	内	1	男	【あごの裂傷】 <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間、当該児童は、2 つの机の間に立ち、両腕で体を浮かせて足を振って遊んでいた。 ・他児童が当該児童の腰のあたりを押したことで、当該児童は転倒し、あごを打ち付けた。 ・担任は、当該児童を保健室に運び、養護教諭が応急処置を行った。 ・養護教諭は、保護者に連絡するとともに、来校した保護者同行のもと病院で受診し、あごの裂傷と診断され、縫合の処置を受けた。

<中学校> 事故等 0 件